

平成27年3月30日  
訓令甲第17号  
存 続 期 間

## 警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第15号。以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間)

第2条 会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1日につき7時間45分を上限として、当該職員の任期を通じて1週間当たり31時間以内で、職務内容に応じて所属長が定めるものとする。

2 所属長は、前項の規定にかかわらず、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要のある会計年度任用職員については、総務部長の承認を得て、勤務時間を別に定めることができる。

(勤務日の割振り)

第3条 所属長は、前条の規定に基づき勤務時間を定める場合において、4週間ごとの期間につき勤務しない日が4日以上となるよう会計年度任用職員の勤務日を割り振るものとする。

(休憩時間)

第4条 会計年度任用職員の休憩時間については、警視庁警察職員勤務規程（平成12年3月24日訓令甲第16号。以下「勤務規程」という。）第8条第1項及び第4項の規定を準用する。この場合において、同条第1項及び第4項中「職員」とあるのは、「会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

(休息時間)

第5条 会計年度任用職員の休息時間については、勤務規程第9条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「第5条第1項第2号又は第4号に該当する職員（次項において単に「職員」という。）」とあるのは、「会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

(超過勤務)

第6条 所属長は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合は、会計年度任用職員に対し、第2条に規定する勤務時間以外の時間において勤務することを命ずることができる。

2 前項の勤務については、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成7年東京都規則第55号。以下「規則」という。）第7条第3項から第5項までの規定を準用する。この場合において、同条第3項から第5項までの規定中「任命権者」とあるのは「所属長」と、「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

(育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務の制限)

第7条 育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務の制限については、勤務規程第15条の規定を準用する。この場合において、同条第1項、第3項及び第5項中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と、同条第2項中「警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程第20条の4第1項に規定する要介護者を介護する職員」とあるのは「会計年度任用職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）若しくは条例第10条の2第1項に規定するパートナーシップ関係の相手方若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの（各々が2週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態にある者に限る。以下「要介護者」という。）を介護する会計年度任用職員」と、同条第3項第3号中「警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程第11条第1項」とあるのは「第15条」と読み替えるものとする。

(育児又は介護を行う会計年度任用職員の超過勤務の免除)

第8条 育児又は介護を行う会計年度任用職員の超過勤務の免除については、勤務規程第15条の2の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは、「会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

(育児又は介護を行う会計年度任用職員の超過勤務の制限)

第9条 育児又は介護を行う会計年度任用職員の超過勤務の制限については、勤務規程第15条の3の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは、「会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

(年次有給休暇)

第10条 会計年度任用職員の年次有給休暇は、1会計年度ごとの休暇とし、その日数は、所定の勤務日数及び東京都のいずれかの職（知事、警視総監その他の任命権者が任用する職を含む。以下同じ。）に引き続き在職した期間（以下「在職期間」という。）に応じて、1会計年度において別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、1会計年度において引き続き在職する期間（以下「在職する期間」という。）が12月に満たない会計年度任用職員の年次有給休暇については、所定の勤務日数及び在職する期間に応じて、別表第2のとおりとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当する会計年度任用職員の年次有給休暇の日数は、当該各号に定める日数とする。

(1) 同一会計年度内において、東京都の会計年度任用の職（警視庁の会計年度任用の職を含む。以下同じ。）に在職する者が在職する期間満了後引き続き会計年度任用職員として新たに任用される場合（警視庁会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成27年3月30日訓令甲第16号）第5条第2項の規定により任期の更新をするときを含む。）新たに会計年度任用職員に任用される日（任期の更新をする場合は更新する日。以下「任用日」という。）前の勤務と当該任用日以後の勤務とが継続するものとみなした場合に、継続する在職する期間に応じて使用することができる日数から、当該年度内で使用した日数を差し引いた日数

(2) 東京都のいずれかの職（会計年度任用の職及び臨時的任用の職を除く。）にあった

者が引き続き会計年度任用職員として新たに任用される場合又は東京都の会計年度任用の職に在職する者が在職する期間の中途において退職後引き続き会計年度任用職員として新たに任用される場合 任用日前1年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日（以下「前付与日」という。）から任用日の前日までの月数を12で除して得た数を乗じた日数（1日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数）に、前付与日前1年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数並びに所定の勤務日数、在職期間及び任用日の属する在職する期間に応じ、別表第3に定める日数を加えた日数（前付与日前1年の期間内に付与されていた年次有給休暇の付与日が任用日前2年以前の日である場合は、前付与日前1年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数を差し引いたもの）から、前付与日から任用日の前日までに使用した日数を差し引いた日数

(3) 東京都の会計年度任用の職にあった者が当該会計年度任用の任期の属する年度の翌年度において引き続き在職する期間が12月に満たない会計年度任用職員として任用される場合 所定の勤務日数、在職期間及び任用日の属する在職する期間に応じ、別表第3に定める日数

(4) 東京都の臨時的任用の職に在職する者が当該臨時的任用の期間満了後引き続き会計年度任用職員として新たに任用される場合 任用日の前日に使用することができる日数のうち同日の属する年度に付与されたものに、所定の勤務日数、在職期間及び任用日の属する在職する期間に応じ、別表第3に定める日数を加えた日数

4 所属長は、年次有給休暇を会計年度任用職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが職務に支障のある場合には、他の時季にこれを与えることができる。

（年次有給休暇の単位）

第11条 会計年度任用職員の年次有給休暇は、1日を単位として与える。ただし、職務に支障がないと認める場合は、半日又は1時間を単位として与えることができる。

2 1時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算する場合には、1日の勤務時間（1時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間）をもって1日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間の時間数が異なる会計年度任用職員の1時間を単位として与えられた年次有給休暇の日への換算については、総務部長が別に定める。

3 半日を単位とする年次有給休暇は、1日の勤務時間（1時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間）の半分とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間の時間数が異なる会計年度任用職員の半日を単位とする年次有給休暇の時間数への換算については、総務部長が別に定める。

4 半日を単位とする年次有給休暇は、勤務開始時刻から連続し、又は勤務終了時刻まで連続する勤務時間について与えることができる。

5 半日を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合は、2回をもって1日とする。

（年次有給休暇の繰越し）

第12条 東京都の会計年度任用の職にあった者が当該会計年度任用の任期の属する年度の翌年度において引き続き会計年度任用職員として新たに任用される場合において、任用日の前日に使用することができる年次有給休暇の日数のうち同日の属する年度に付与されたものがあるときは、20日（第10条第3項第2号及び第4号に規定する会計年度任用職員については、別表第1に定める日数）を限度として翌年度に限りこれを繰り越すことができる。ただし、前年度における勤務実績（1の年度において割り振られた勤務日の総数に対する勤務した日数の割合をいう。以下同じ。）が8割に満たない会計年度任用職員については、この限りでない。この場合において、2暦日にわたり継続する勤務時間を割り振られたときのその終期の属する日（他の勤務時間が割り振られた日を除く。）は、1の年度において割り振られた勤務日の総数及び勤務した日から除くものとする。（は）

2 前項ただし書の規定にかかわらず、第10条第2項に規定する新たに会計年度任用職員となった者の勤務実績は、その年度における新たに会計年度任用職員となった日以後の期間について算定する。

3 会計年度任用職員の勤務実績を算定する場合において、次に掲げる期間は、勤務した日数とみなす。

- (1) 第10条、次条及び第24条に規定する休暇により勤務しなかった期間
- (2) 公務上の傷病又は通勤による傷病により勤務しなかった期間
- (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業を承認されて勤務しなかった期間
- (4) 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年東京都条例第16号）第2条の規定により職務に専念する義務を免除されて勤務しなかった期間
- (5) 交通機関の事故等の不可抗力の原因により勤務できなかった期間  
（特別休暇）

第13条 所属長は、会計年度任用職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、夏季特別休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。

2 前項に規定する休暇のうち、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、夏季特別休暇及び短期の介護休暇の承認については、1週間の所定の勤務日数が3日以上、1月の所定の勤務日数が11日以上又は1年間の所定の勤務日数が121日以上である会計年度任用職員に限るものとする。

（公民権行使等休暇）

第14条 会計年度任用職員の公民権行使等休暇については、警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程（平成7年3月31日訓令甲第17号。以下「休日休暇規程」という。）

第10条の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは、「会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

（妊娠出産休暇）

第15条 会計年度任用職員の妊娠出産休暇については、休日休暇規程第11条の規定を準用する。この場合において、同条第3項中「女性職員」とあるのは、「女性の会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

(妊娠症状対応休暇)

第15条の2 会計年度任用職員の妊娠症状対応休暇については、休日休暇規程第12条の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「女性職員」とあるのは、「女性の会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

(母子保健健診休暇)

第16条 会計年度任用職員の母子保健健診休暇については、休日休暇規程第13条の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「女性職員」とあるのは、「女性の会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

(妊婦通勤時間)

第17条 会計年度任用職員の妊婦通勤時間については、休日休暇規程第14条の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「女性職員」とあるのは、「女性の会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

(育児時間)

第18条 会計年度任用職員の育児時間については、休日休暇規程第15条の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と、同条第3項中「女性職員」とあるのは「女性の会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

(出産支援休暇)

第18条の2 会計年度任用職員の出産支援休暇については、休日休暇規程第16条の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「職員」とあるのは、「会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

(育児参加休暇)

第18条の3 会計年度任用職員の育児参加休暇については、休日休暇規程第16条の2の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「職員」とあるのは、「会計年度任用職員」と、「当該職員」とあるのは、「当該会計年度任用職員」と、同条第3項中「職員」とあるのは、「会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

(子どもの看護休暇)

第19条 会計年度任用職員の子どもの看護休暇については、休日休暇規程第16条の3の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「一の年」とあるのは「1の年度」と、同条第2項中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

(生理休暇)

第20条 会計年度任用職員の生理休暇については、休日休暇規程第17条の規定を準用する。この場合において、同条中「女性職員」とあるのは、「女性の会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

(慶弔休暇)

第21条 会計年度任用職員の慶弔休暇については、規則第24条の規定及び休日休暇規程

第18条の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは、「会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

(夏季特別休暇)

第22条 会計年度任用職員の夏季特別休暇は、規則第26条第1項に規定する夏季の期間において、職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とし、1日を単位として、所定の勤務日数に応じて、別表第4に掲げる日数以内で承認する。ただし、勤務日ごとの勤務時間の時間数が異なる会計年度任用職員の夏季特別休暇については、総務部長が別に定める。

(短期の介護休暇)

第23条 会計年度任用職員の短期の介護休暇については、休日休暇規程第20条の4の規定を準用する。この場合において、同条第1項及び第3項中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と、同条第2項中「一の年」とあるのは「1の年度」と読み替えるものとする。

(介護休暇)

第24条 所属長は、会計年度任用職員がその配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）若しくは条例第10条の2第1項に規定するパートナーシップ関係の相手方若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条に規定するものを除く。以下この条及び次条において同じ。）を承認するものとする。

2 会計年度任用職員の介護休暇については、規則第27条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「6月」とあるのは「93日」と、「通算180日」とあるのは「通算93日」と、同条第2項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する会計年度任用職員について定められた勤務時間」と、同条第4項及び第5項中「任命権者」とあるのは「所属長」と、同条第6項中「別記第4号様式」とあるのは「総務部長が定める様式」と、同条第7項中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と、「別記第5号様式」とあるのは「総務部長が定める様式」と、「任命権者」とあるのは「所属長」と読み替えるものとする。

(介護休暇を承認することができる会計年度任用職員)

第25条 所属長は、会計年度任用職員が次の各号のいずれにも該当する場合に介護休暇を承認するものとする。

- (1) 介護休暇開始予定日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、警視庁のいずれかの職に引き続き任用されないことが明らかでない会計年度任用職員
- (2) 1週間の所定の勤務日数が3日以上、1月の所定の勤務日数が11日以上又は1年間の所定の勤務日数が121日以上である会計年度任用職員

(介護時間)

第26条 介護時間については、規則第27条の2の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「職員（育児短時間勤務職員等を除く。）」とあるのは「会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

と、「3年の期間内」とあるのは「在職する期間内（警視庁の会計年度任用職員として介護時間を取得した初日から連続する3年の期間内に限る。）」と、同条第2項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する会計年度任用職員について定められた勤務時間」と、「二時間」とあるのは「当該定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間（次項において「基準時間」という。）」と、同条第3項中「第21条」とあるのは「第18条で準用する休日休暇規程第15条」と、「職員に」とあるのは「会計年度任用職員に」と、「二時間」とあるのは「基準時間」と、同条第4項及び第5項中「任命権者」とあるのは「所属長」と、同条第6項中「別記第6号様式」とあるのは「総務部長が定める様式」と、同条第7項中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と、「別記第5号様式」とあるのは「総務部長が定める様式」と、「任命権者」とあるのは「所属長」と読み替えるものとする。

（介護時間を承認することができる会計年度任用職員）

第27条 所属長は、会計年度任用職員が次の各号のいずれにも該当する場合に介護時間を承認するものとする。

- (1) 1週間の所定の勤務日数が3日以上、1月の所定の勤務日数が11日以上又は1年間の所定の勤務日数が121日以上である会計年度任用職員
- (2) 1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある会計年度任用職員

（期間の計算）

第28条 第15条、第20条、第21条及び第24条の規定による休暇の期間には、勤務を割り振られない日を含むものとする。

（休暇等の申請）

第29条 第10条及び第13条に規定する休暇の申請については、休日休暇規程第24条の規定を準用する。

（特別休暇等の特例）

第30条 同一会計年度中に、東京都のいずれかの職を退職した者が会計年度任用職員として新たに任用された場合において、当該年度における第14条から第24条まで及び第26条の規定の適用については、直近の退職以前の当該年度中の全ての勤務と現に任用された以後の勤務とが継続するものとみなす。会計年度任用職員として警視庁会計年度任用職員の任用等に関する規程第5条第2項に規定する任期の更新をしたときも同様とする。

（1時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等）

第31条 1時間を単位として使用した第15条の2、第18条の2から第19条まで及び第23条に規定する休暇を日に換算する場合には、1日の勤務時間をもって1日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間の時間数が異なる会計年度任用職員の第15条の2、第18条の2から第19条まで及び第23条に規定する休暇の日への換算については、総務部長が別に定める。

- 2 1時間を単位として使用した第15条の2、第18条の2から第19条まで及び第23条に規定する休暇の残日数を全て使用する場合において、当該残日数に1時間未満の

端数があるときは、第15条の2、第18条の2から第19条まで及び第23条の規定にかかわらず、当該残日数の全てを承認することができる。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月訓令甲第29号抄）

（施行期日）

- 1 この訓令〔中略〕は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 〔前略〕第7条（警視庁一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程第29条の改正規定に限る。）の規定 平成31年1月1日
  - (2) 〔前略〕第7条〔中略〕の規定 平成32年4月1日
- 7 第7条の規定による改正前の警視庁一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程第26条の規定により承認された介護時間の取得の初日は、第7条の規定による改正後の警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第26条の規定により承認された介護時間の取得の初日とみなす。

附 則（平成31年3月訓令甲第10号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）
- 2 この訓令の施行の日から平成32年3月31日までの間、この訓令による改正後の警視庁一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程第6条第2項中「会計年度任用職員」とあるのは「一般職非常勤職員」とする。

附 則（令和2年12月訓令甲第21号）

- 1 この訓令は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第7条に規定する育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務の制限に係る請求及び届出並びに同規程第19条に規定する子どもの看護休暇、同規程第23条に規定する短期の介護休暇及び同規程第24条に規定する介護休暇に係る申請は、この訓令の施行の前日においても行うことができる。

附 則（令和3年12月訓令甲第23号）

- 1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定、第18条の次に2条を加える改正規定、第24条の改正規定及び第31条の改正規定は同年1月1日から、次項の規定は令和3年12月22日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第18条の2に規定する出産支援休暇、同規程第18条の3に規定する育児参加休暇及び同規程第24条に規定する介護休暇に係る請求等は、この訓令の施行の前日においても行うことができる。

附 則（令和4年3月訓令甲第11号）

- 1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は令和4年3月3

1 日から施行する。

- 2 この訓令による改正後の警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第24条に規定する介護休暇及び第26条に規定する介護時間に係る申請は、この訓令の施行の日前においても行うことができる。

別表第1（第10条、第12条関係）

所定勤務日数 \ 在職期間			在職期間						
			1年未満	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
週4日以上	月15日以上	年169日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
週3日	月11日から14日まで	年121日から168日まで	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
週2日	月7日から10日まで	年73日から120日まで	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
週1日	月4日から6日まで	年48日から72日まで	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日
—	月4日未満	年48日未満	0日						

別表第2（第10条関係）

所定勤務日数 \ 在職する期間			在職する期間										
			11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月
週4日以上	月15日以上	年169日以上	10日	9日	8日	7日	7日	6日	5日	4日	3日	2日	1日
週3日	月11日から14日まで	年121日から168日まで	5日	5日	5日	5日	5日	3日	2日	1日	0日	0日	0日
週2日	月7日から10日まで	年73日から120日まで	3日	3日	3日	3日	3日	2日	1日	1日	0日	0日	0日
週1日	月4日から6日まで	年48日から72日まで	1日	1日	1日	1日	1日	1日	0日	0日	0日	0日	0日
—	月4日未満	年48日未満	0日										

別表第3（第10条関係）

- 1 所定勤務日数が週4日以上、月15日以上又は年169日以上

在職する期間 \ 在職期間	在職する期間											
	12月	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月
1年未満	10日	10日	9日	8日	7日	7日	6日	5日	4日	3日	2日	1日
1年	11日	11日	10日	9日	8日	7日	6日	5日	4日	3日	2日	1日
2年	12日	11日	10日	9日	8日	7日	6日	5日	4日	3日	2日	1日
3年	14日	13日	12日	11日	10日	9日	7日	6日	5日	4日	3日	2日
4年	16日	15日	14日	12日	11日	10日	8日	7日	6日	4日	3日	2日
5年	18日	17日	15日	14日	12日	11日	9日	8日	6日	5日	3日	2日
6年以上	20日	18日	17日	15日	13日	12日	10日	8日	7日	5日	3日	2日

2 所定勤務日数が週3日、月11日から14日まで又は年121日から168日まで

在職する期間 在職期間	12月	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月
1年未満	5日	5日	5日	5日	5日	5日	3日	2日	1日	0日		
1年	6日	6日	6日	6日	6日	6日	4日	2日	1日			
2年	6日	6日	6日	6日	6日	6日	4日	2日	1日			
3年	8日	8日	8日	8日	8日	8日	5日	3日	2日			
4年	9日	9日	9日	9日	9日	9日	5日	4日	2日			
5年	10日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	4日	2日			
6年以上	11日	11日	11日	11日	11日	11日	7日	4日	2日			

3 所定勤務日数が週2日、月7日から10日まで又は年73日から120日まで

在職する期間 在職期間	12月	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月
1年未満	3日	3日	3日	3日	3日	3日	2日	1日	1日	0日		
1年	4日	4日	4日	4日	4日	4日	2日	2日	1日			
2年	4日	4日	4日	4日	4日	4日	2日	2日	1日			
3年	5日	5日	5日	5日	5日	5日	3日	2日	1日			
4年	6日	6日	6日	6日	6日	6日	4日	2日	1日			
5年	6日	6日	6日	6日	6日	6日	4日	2日	1日			
6年以上	7日	7日	7日	7日	7日	7日	4日	3日	1日			

4 所定勤務日数が週1日、月4日から6日まで又は年48日から72日まで

在職する期間 在職期間	12月	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月
1年未満	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	0日	0日	0日		
1年	2日	2日	2日	2日	2日	2日	1日	1日	0日			
2年	2日	2日	2日	2日	2日	2日	1日	1日	0日			
3年	2日	2日	2日	2日	2日	2日	1日	1日	0日			
4年	3日	3日	3日	3日	3日	3日	2日	1日	1日			
5年	3日	3日	3日	3日	3日	3日	2日	1日	1日			
6年以上	3日	3日	3日	3日	3日	3日	2日	1日	1日			

5 所定勤務日数が月4日未満又は年48日未満

在職する期間 在職期間	12月	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月
1年未満	0日											
1年												
2年												
3年												
4年												
5年												
6年以上												

別表第4（第22条関係）

所定勤務日数	承認日数
週4日以上、月15日以上又は年169日以上	3日
週3日、月11日から14日まで又は年121日から168日まで	2日